



高山市
Takayama City

おくやみ手続き ハンドブック

～ 死亡届に伴う手続きのご案内～

おくやみ窓口のご案内

ご遺族様のご負担を少しでも減らすため、死亡後の各種手続きを一箇所でご案内する「おくやみ窓口」を開設しています。

(要事前予約) ☎0577-35-3129

(受付時間) 平日 8:30～17:15

※おくやみ窓口をご利用にならず、ご自身で直接、関係各課や各支所にてお手続きすることもできます。ハンドブック又は下記“おくやみ手続きナビ”をぜひご利用ください。

【おくやみ手続きナビ利用案内】

スマートフォンで市役所にて必要な手続きが簡単に抽出できます。

<https://www.okuyaminavi.net/municipalities/21203>



ご遺族様へ

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

ご家族様のご逝去、謹んでお悔み申し上げます。

高山市では、市役所を中心とした諸手続きにつきまして、少しでもわかりやすく進めて頂けるようハンドブックを作成いたしました。

このハンドブックが、少しでもご遺族の皆様のお役に立てれば幸いです。

おくやみ窓口のご案内

【利用方法】 電話による**事前予約制**です。

☎ 0577-35-3129

※電話する日の翌々日以降(土日祝を除く)の日時でご利用いただけます。

【電話予約受付時間】 平日:午前8時30分～午後5時15分

【手続き可能時間帯】

本庁	平日: ①午前9時～ ③午後1時30分～	②午前10時30分～ ④午後3時～
支所	平日: ⑤午前9時～11時 ⑥午後1時～3時	



※いずれも、1時間程度を想定しています。

※待ち時間の削減や、当日中に手続きを完了させるため、可能な限り事前に予約を行ってください。

【場所】

本庁	高山市役所1階北側フロア(国保年金課横) ※場所がご不明な場合は、総合窓口(インフォメーション)へお越しください。
支所	地域振興課窓口へお越しください。

おくやみ窓口の電話予約をした際にご記入ください。

〈予約日〉 月 日 ()

〈時間〉 ※いずれかをチェックしてください。(支所は場所も記入)

本庁	<input type="checkbox"/> ①午前9時	<input type="checkbox"/> ②午前10時30分
	<input type="checkbox"/> ③午後1時30分	<input type="checkbox"/> ④午後3時
支所	<input type="checkbox"/> ⑤午前9時～11時 (支所)	
	<input type="checkbox"/> ⑥午後1時～3時 (支所)	

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものが必要となることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

お越しいただく方の本人確認書類

- ・顔写真付きのもの
マイナンバーカード、運転免許証、パスポート、身体障害者手帳 など
- ・顔写真付きのものがない場合は、下記から2点
健康保険の資格確認書又は介護保険証、年金手帳 など



預貯金通帳（喪主・相続人代表者）

会葬礼状（喪主であることが確認できるもの）

※亡くなられた方が国民健康保険又は、後期高齢者医療保険に加入していた場合

未支給年金請求者のマイナンバーがわかるもの、預貯金通帳 ※ P.8 参照

印鑑登録証（印鑑証明書が必要な場合）

委任状（代理の方が来庁する場合） ※P.42参照

預貯金通帳と通帳届出印（新たな引き落とし口座を登録する場合）

亡くなられた方の必要なもの

国民健康保険又は、後期高齢者医療の資格確認書（お持ちの方のみ）

※マイナ保険証登録している方には原則交付されていません。

※世帯主が死亡した場合で、同じ世帯の中に国民健康保険の加入者がいる場合は、全員分

介護保険被保険者証

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳等や各種受給者証

年金番号がわかるもの（年金証書・年金手帳など）

印鑑登録証（お持ちの方）

※年金手続きや戸籍・住民票・税に関する証明書の請求などを代理人が行う場合は、委任状が必要です。

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
保険	<input type="checkbox"/>	国民健康保険に加入していた	P.5
	<input type="checkbox"/>	後期高齢者医療保険に加入していた	P.6~7
年金	<input type="checkbox"/>	年金を受給していた	P.8
	<input type="checkbox"/>	年金を受給する前に亡くなった	P.9
介護保険	<input type="checkbox"/>	65歳以上又は介護認定を受けていた、介護認定申請中に亡くなった	P.10
	<input type="checkbox"/>	保険料が発生していた	
高齢者福祉	<input type="checkbox"/>	緊急通報システムを利用していた	P.11
	<input type="checkbox"/>	徘徊高齢者探索システムを利用していた	
	<input type="checkbox"/>	認知症SOSネットワークに登録していた	P.12
障がい者福祉	<input type="checkbox"/>	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた	P.13
	<input type="checkbox"/>	障害児福祉手当を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	特別障害者手当を受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	特別児童扶養手当を受給していた	P.14
	<input type="checkbox"/>	障がい者福祉手当を受給していた	P.15
	<input type="checkbox"/>	重度障がい者医療費の助成を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	重度障がい者タクシー利用乗車券を利用していた	P.16
	<input type="checkbox"/>	障がい福祉サービスを利用していた	
<input type="checkbox"/>	地域生活支援事業を利用していた		

区分	<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	詳細ページ
こども	<input type="checkbox"/>	児童手当を受給していた	P.17
	<input type="checkbox"/>	児童扶養手当を受給していた	P.18
	<input type="checkbox"/>	保育園に入園していた	
	<input type="checkbox"/>	児童通所施設を利用していた	P.19
	<input type="checkbox"/>	遺児激励金を受給したい	
	<input type="checkbox"/>	こども医療費受給者証を交付されていた	P.20
	<input type="checkbox"/>	ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた	
税金	<input type="checkbox"/>	市税の納付が済んでいない	P.21
	<input type="checkbox"/>	市民税が課税されていた	P.22
	<input type="checkbox"/>	固定資産を持っていた	P.23
	<input type="checkbox"/>	原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた	P.24
上下水道	<input type="checkbox"/>	上下水道を使用(契約)していた	P.25
	<input type="checkbox"/>	下水道事業受益者負担金を納付中であった	
市営住宅	<input type="checkbox"/>	市営住宅に住んでいた	P.26
その他	<input type="checkbox"/>	防災ラジオを利用していた	P.27
	<input type="checkbox"/>	奨学金返済支援事業補助金を受けていた	
	<input type="checkbox"/>	国・県・市指定文化財を所有していた	P.28
	<input type="checkbox"/>	農地を所有していた	
	<input type="checkbox"/>	農業者年金を受給していた	
	<input type="checkbox"/>	森林の土地を所有していた	

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

1. 保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなった場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。国保年金課又は各支所の地域振興課に返却してください。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細断してから処分してください。 ※資格情報のお知らせは返却不要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなった方の国民健康保険資格確認書	国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

手続き② 保険料の精算

手続き詳細	期 限
1人世帯の被保険者、若しくは被保険者を含む世帯の世帯主が亡くなったときは、保険料の精算をします。 保険料を亡くなった方の口座からお支払いされていた場合は、新しい振替先口座の登録や還付先口座の届出が必要となる場合があります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 新世帯主
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 新口座名義人の預貯金通帳など <input type="checkbox"/> 新口座名義人の通帳届出印 <input type="checkbox"/> 還付希望先口座の口座情報がわかるもの（預貯金通帳など）	国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

手続き③ 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなったときは、葬儀を執り行った方に葬祭費(50,000円)を支給します。 ※職場などの健康保険被保険者だった方が退職後3か月以内にお亡くなりになった場合には、加入していた健康保険から埋葬料が支給されることがあります。	葬儀を行った日の翌日から2年以内
	手続き可能な人 喪主（葬祭執行者）
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 会葬礼状（喪主氏名が記載してあるもの） <input type="checkbox"/> 喪主の預貯金通帳など	国保年金課 給付・保健係 ☎ 0577-35-3003 支所：地域振興課

手続き④ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳など（相続人のもの）	国保年金課 給付・保健係 ☎ 0577-35-3003 支所：地域振興課

後期高齢者医療保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用などを防ぐために資格確認書を回収しています。国保年金課又は各支所の地域振興課に返却してください。 ※返却が難しい場合は、はさみなどで細断してから処分してください。 ※資格情報のお知らせは返却不要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の後期高齢者医療資格確認書	国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

手続き② 保険料の精算

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、保険料の精算をします。還付先口座の届出が必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 相続人の預貯金通帳など	国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

1. 保険に関する手続き

手続き③ 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬儀を執り行った方に葬祭費(50,000円)を支給します。	葬儀を行った日の翌日から 2年以内
	手続き可能な人 喪主(葬祭執行者)
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 会葬礼状(喪主氏名が記載してあるもの) <input type="checkbox"/> 喪主の預貯金通帳など	国保年金課 給付・保健係 ☎ 0577-35-3003 支所：地域振興課

手続き④ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2年以内
	手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 預貯金通帳など(相続人のもの)	国保年金課 給付・保健係 ☎ 0577-35-3003 支所：地域振興課

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

2. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き

受給権者死亡届
未支給年金
遺族年金（※手続きの案内のみ）

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。	【受給権者死亡届】 速やかに 【未支給年金・遺族年金】 5年以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金証書など） <input type="checkbox"/> 請求者のマイナンバーがわかるもの（未支給年金請求の場合） <input type="checkbox"/> 請求者の預貯金通帳など（未支給年金請求の場合） ※手続きによっては戸籍謄本などが必要となる場合があります。来庁時にご案内します。 ※遺族厚生年金は年金事務所での手続きとなります。	【未支給年金】 亡くなられた方と生計同一であった ①配偶者 ②子 ③父母 ④孫 ⑤祖父母 ⑥兄弟姉妹 ⑦その他3親等内親族のうち最も順位の高い方
	問い合わせ先
	高山年金事務所 ☎ 0577-32-6111 国保年金課 保険・年金係 ☎ 0577-35-3137 支所：地域振興課

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

2. 年金に関する手続き

年金を受給する前に亡くなった

死亡一時金
寡婦年金（※手続きの案内のみ）
遺族年金（※手続きの案内のみ）

手続き詳細

亡くなられた方が加入していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。

期 限

【死亡一時金】
2年以内
【寡婦年金・遺族年金】
5年以内

必要なもの

- 亡くなられた方の基礎年金番号がわかるもの（年金手帳など）
 - 請求者のマイナンバーがわかるもの（死亡一時金請求の場合）
 - 請求者の預貯金通帳など（死亡一時金請求の場合）
- ※手続きによっては戸籍謄本などが必要となる場合があります。来庁時にご案内します。
- ※寡婦年金・遺族厚生年金は年金事務所での手続きとなります。

手続き可能な人

【死亡一時金】
亡くなられた方と生計同一であった

- ①配偶者
- ②子
- ③父母
- ④孫
- ⑤祖父母
- ⑥兄弟姉妹

問い合わせ先

高山年金事務所
 ☎ 0577-32-6111
 国保年金課 保険・年金係
 ☎ 0577-35-3137
 支所：地域振興課

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

3. 介護保険に関する手続き

65歳以上又は介護認定を受けていた、介護認定申請中に亡くなった

手続き 証書の返却

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却してください。その他に介護保険負担割合証、介護保険負担限度額認定証、社会福祉法人等利用者負担軽減確認証及び利用者負担額減額・免除認定証を交付されていた場合は返却してください。 ※市役所本庁又は各支所に返却が難しい場合は、はさみなどで裁断してから処分してください。 介護認定申請中に亡くなられた場合は、別途手続きが必要となる場合があります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 介護保険被保険者証（介護保険資格者証） <input type="checkbox"/> 介護保険負担割合証 <input type="checkbox"/> 介護保険負担限度額認定証 <input type="checkbox"/> 社会福祉法人等利用者負担軽減確認証 <input type="checkbox"/> 利用者負担額減額・免除認定証	どなたでも可
	問い合わせ先
	高年介護課 介護支援係 ☎ 0577-35-3178 支所：地域振興課

保険料が発生していた

手続き 相続人による申立書の提出

手続き詳細	期 限
後日、市より亡くなられた方の保険料の未納又は還付に関する通知を相続人代表者へ送付しますので、申立書を提出してください。 ※相続人が相続放棄をされた場合は、家庭裁判所が発行した「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要です。	約2週間以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 相続人の預貯金通帳又はキャッシュカード <input type="checkbox"/> 法定相続人以外の方は、相続人であることがわかる書類（遺言書の写しなど）	相続人
	問い合わせ先
	高年介護課 介護支援係 ☎ 0577-35-3178 支所：地域振興課

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

4. 高齢者福祉に関する手続き

緊急通報システムを利用していた

手続き 機器の返却 辞退届の提出

手続き詳細	期 限
機器を持参いただき、辞退届を提出してください。 機器の取り外し方がわからない場合はご相談ください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	高年介護課 高齢者支援係 ☎ 0577-57-5200 支所：地域振興課

徘徊高齢者探索システムを利用していた

手続き 機器の返却 返還・辞退届の提出

手続き詳細	期 限
機器を持参いただき、返還・辞退届を提出してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	高年介護課 高齢者支援係 ☎ 0577-57-5200 支所：地域振興課

MEMO

認知症SOSネットワークに登録していた

手続き 廃止届の提出

手続き詳細	期 限
廃止届を提出してください。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
	どなたでも可
	問い合わせ先
	高年介護課 高齢者支援係 ☎ 0577-57-5200 支所：地域振興課

5. 障がい者福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳を交付されていた

手続き 手帳の返還

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳をお持ちだった場合、死亡日をもって喪失となります。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳又は療育手帳	どなたでも可
	問い合わせ先
	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

5. 障がい者福祉に関する手続き

障害児福祉手当を受給していた

手続き 障害児福祉手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払障害児福祉手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

特別障害者手当を受給していた

手続き 特別障害者手当資格喪失届の提出
(未払い分がある場合は未支払特別障害者手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

MEMO

特別児童扶養手当を受給していた

【保護者が亡くなられた場合】

手続き①

特別児童扶養手当受給者死亡届の提出
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出、受給資格が継続する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた保護者の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は、相続人の振込口座の預貯金通帳の写し	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課
<input type="checkbox"/> 受給資格が継続する場合は、認定請求者の戸籍謄本、振込口座の預貯金通帳の写し	

【児童が亡くなられた場合】

手続き②

特別児童扶養手当資格喪失届(又は額改定届)の提出
(未払い分がある場合は未払特別児童扶養手当請求書の提出)

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が特別児童扶養手当を受給していた児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。未払い分があれば請求の手続きが必要です。他に特別児童扶養手当の対象児童がいる場合は額改定の手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

5. 障がい者福祉に関する手続き

障がい者福祉手当を受給していた

手続き 福祉手当受給権消滅届、口座振替（銀行振込）変更依頼書の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい者福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 未払い分がある場合は相続人の振込口座のわかるもの	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

重度障がい者医療費の助成を受けていた

手続き 受給者証の返却及び、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が福祉医療費助成を受給していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給者証	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

MEMO

重度障がい者タクシー利用乗車券を利用していた

手続き

重度障がい者タクシー利用乗車券の喪失届及び、未使用分の福祉タクシー券の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が重度障がい者タクシー利用乗車券を利用していた場合、死亡日をもって受給資格が喪失となります。未使用分の福祉タクシー券があれば返却してください。	速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の未使用分の重度障がい者タクシー利用乗車券	問い合わせ先
	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

障がい福祉サービスを利用していた

手続き

障がい福祉サービス受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が障がい福祉サービス受給者証の交付を受けていた場合、死亡日をもって障がい福祉サービスの受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の障がい福祉サービス受給者証	問い合わせ先
	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

地域生活支援事業を利用していた

手続き

地域生活支援事業受給者証の返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が地域生活支援事業受給者証の交付を受けていた場合、死亡日をもって地域生活支援事業の受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人
必要なもの	どなたでも可
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の地域生活支援事業受給者証	問い合わせ先
	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 支所：地域振興課

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

6. こどもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き① 受給者変更手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、未支払いの児童手当にかかるお子様への支給手続き及び新たに受給者となる方からの児童手当の認定請求手続きをしてください。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 受給予定者の医療保険加入情報が確認できるもの（マイナポータル資格情報画面・資格確認書など） <input type="checkbox"/> 受給予定者の預貯金通帳又はキャッシュカード <input type="checkbox"/> 本人確認書類 <input type="checkbox"/> お子様名義の預貯金通帳又はキャッシュカード	受給者が亡くなった後、対象児童を監護する方
	問い合わせ先
	こども政策課 こども政策係 ☎ 0577-57-7001 支所：地域振興課

手続き② 消滅又は額改定手続き

手続き詳細	期 限
児童手当の支給対象児童が亡くなった場合、消滅又は額改定の手続きをしてください。	原則、亡くなった日の翌日から数えて15日以内
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 本人確認書類	親族
	問い合わせ先
	こども政策課 こども政策係 ☎ 0577-57-7001 支所：地域振興課

MEMO

児童扶養手当を受給していた

手続き 受給者死亡届提出

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなられた場合、死亡日の属する月までの手当を支給します。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要となりますので、ご相談ください。	14日以内
	手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	こども政策課 こども政策係 ☎ 0577-57-7001 支所：地域振興課

保育園に入園していた

手続き① 入園児の退園手続き

手続き詳細	期 限
入園児が亡くなられた場合、退園の届出をしてください。	速やかに
	手続き可能な人 園児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類	こども政策課 保育・幼稚園係 ☎ 0577-35-3140 支所：地域振興課

手続き② 入園児の保護者死亡による保育給付認定変更及び保育料変更手続き

手続き詳細	期 限
入園児の保護者が亡くなられた場合、保育給付認定の変更及び保育料の再算定の手続きをしてください。なお、未払いの保育料がある場合は、別途手続きが必要となりますので、ご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人 園児の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 手続きを行う人の本人確認書類 【保育料を自動振替している口座を変更する場合】 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳等口座情報のわかるもの <input type="checkbox"/> 通帳届出印	こども政策課 保育・幼稚園係 ☎ 0577-35-3140 支所：地域振興課

6. こどもに関する手続き

児童通所施設を利用していた

手続き 通所受給者証の通所給付決定保護者の変更又は返却

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が児童通所給付を受給していた場合、受給者を変更する手続きをしてください。また、通所している児童が亡くなられた場合には通所受給者証を返却してください。	速やかに
	手続き可能な人 児童の保護者
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 通所受給者証	こども家庭センター こども相談係 ☎ 0577-35-3179 支所：地域振興課

遺児激励金を受給したい

手続き 遺児激励金の申請手続き

手続き詳細	期 限
親等の一方又は双方を失った児童（4月1日時点で満18歳までの遺児、もしくは満18歳で高等学校に在学中の遺児）に対して、毎年激励金を支給します。	—
	手続き可能な人 児童と生計をともにしている方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 死亡診断書など死亡が確認できる書類 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 在学証明書ほか（満18歳で高等学校に在学中の遺児）	こども家庭センター こども相談係 ☎ 0577-35-3179 支所：地域振興課

MEMO

こども医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却及び、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
こども医療費助成受給者証を交付されていた児童が亡くなられた場合、その児童の受給者証は死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給者証	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 窓口：こども政策課 こども政策係 支所：地域振興課

ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた

手続き 受給者証の返却及び、資格喪失届の提出

手続き詳細	期 限
ひとり親家庭等医療費受給者証を交付されていた方が亡くなられた場合、その受給者証は死亡日をもって受給資格が喪失となります。	速やかに
	手続き可能な人 親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 亡くなられた方の福祉医療費受給者証	福祉課 福祉・障がい係 ☎ 0577-35-3356 窓口：こども政策課 こども政策係 支所：地域振興課

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

7. 税金に関する手続き

市税の納付が済んでいない

手続き 納付に係る手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の市税の納付が済んでいない場合は、相続人が亡くなられた方に代わって納付していただく必要がありますので、既に届いている納付書により納付してください。	納税通知書に記載の納期限まで
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 納付書 (紛失された・見つからない場合はその旨お申し出ください)	相続人
	問い合わせ先
	税務課 収納係 ☎ 0577-35-3504 支所：地域振興課

MEMO

市民税が課税されていた

手続き 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方に市民税・県民税が課税されている場合、今後は市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類を相続人の代表となる方に送付しますので、代表者の届出をしてください。</p> <p>※相当の期間、「相続人代表者届出書」を提出いただけないと、市が相続人代表者を指定する場合があります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課市民税係までご連絡ください。</p>	<p>速やかに</p>
	<p>手続き可能な人</p> <p>相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>【法定相続人の方が相続する場合】</p> <p><input type="checkbox"/> 原則不要</p>	<p>税務課 市民税係</p> <p>☎ 0577-35-3626</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

7. 税金に関する手続き

固定資産を持っていた

手続き① 相続人代表者届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、固定資産にかかる納税義務を引き継いでいただく方を相続人の中から指定する手続きをしてください。</p> <p>※相当の期間、「相続人代表者届出書」を提出いただけないと、市が相続人代表者を指定する場合があります。</p> <p>※相続人が相続放棄をされた場合、その納税義務は承継されません。家庭裁判所が発行する「相続放棄申述受理通知書」の写しなどの提出が必要になります。相続放棄をされた方が複数人いる場合は、すべての方について提出が必要です。税務課資産税係までご連絡ください。</p> <p>※「相続人代表者届出書」のご提出では、登記の名義は変更とならないため、別途法務局での手続きをお願いします。</p>	<p>速やかに</p> <p>手続き可能な人 相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）</p> <p><input type="checkbox"/> 法定相続人以外の方が相続する場合は、公正証書・遺言書の写しなど</p>	<p>税務課 資産税係 ☎ 0577-35-3627 支所：地域振興課</p>

手続き② 未登記家屋の所有権移転届出書の提出

手続き詳細	期 限
<p>亡くなられた方が登記をされていない家屋（未登記家屋）を所有していた場合、その家屋の名義を変更する手続きをしてください。</p>	<p>速やかに</p> <p>手続き可能な人 相続人</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p><input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類（戸籍謄本など）</p> <p><input type="checkbox"/> 法定相続人以外の方が相続する場合は、公正証書・遺言書の写しなど</p>	<p>税務課 資産税係 ☎ 0577-35-3627 支所：地域振興課</p>

原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。	相続が発生した年度内 （3月31日まで）
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> ナンバープレート <input type="checkbox"/> 標識交付証明書 （紛失の場合はなくても手続き可能） <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 （戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人からの委任状 （相続人以外の方が手続きする場合のみ）	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きする場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要です。
	問い合わせ先
	税務課 税制係 ☎ 0577-35-3136 支所：地域振興課

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	相続が発生した年度内 （3月31日まで）
必要なもの	手続き可能な人
<input type="checkbox"/> 標識交付証明書 （紛失の場合はなくても手続き可能） <input type="checkbox"/> 手続き者の本人確認書類 <input type="checkbox"/> 亡くなられた方と相続人の関係がわかる書類 （戸籍謄本など） <input type="checkbox"/> 相続人からの委任状 （相続人以外の方が手続きする場合のみ）	①相続人の方 ②相続人とご同居のご家族の方 ③その他の方 ※③の方が手続きする場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要です。
	問い合わせ先
	税務課 税制係 ☎ 0577-35-3136 支所：地域振興課

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

8. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用（契約）していた

手続き 水道契約者の名義変更又は水道の休止手続き

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が名義人の場合、名義変更又は休止手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人 親族又は同居者が望ましい ※名義変更の場合は、新しい名義人
必要なもの	問い合わせ先
【水道契約者の名義変更をし、引き続き口座振替を希望する場合】 <input type="checkbox"/> 預貯金通帳 <input type="checkbox"/> 通帳届出印 ※休止する場合は不要	上水道課 給水係 ☎ 0577-35-3149 支所：基盤産業課

下水道事業受益者負担金を納付中であった

手続き 受益者変更届の提出

手続き詳細	期 限
下水道事業受益者負担金を納付中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをしてください。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ変更届をお送りします。	受益者の変更があった 14日以内
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 変更届	下水道課 経営係 ☎ 0577-35-3150 支所：基盤産業課

MEMO

9. 市営住宅に関する手続き

市営住宅に住んでいた

手続き 退去届出、敷金・住宅使用料の精算

手続き詳細	期 限
<p>1. 亡くなられた方が市営住宅入居者の場合、名義の引継ぎや、異動の手続きをしてください。手続きの詳細については、建築住宅課へお問い合わせください。</p> <p>どなたが亡くなられたかにより、手続きが異なります。</p> <p>(1) 入居名義人が亡くなられ、同居者がいる場合 名義を引き継ぐ手続き（入居承継申請）※</p> <p>(2) 入居名義人が亡くなられ、同居者がいない場合 住宅を明渡す手続き（退去届）</p> <p>(3) 入居名義人以外が亡くなられた場合 異動の手続き（同居者異動届）</p> <p>※同居者の収入状況等により、承継できない場合があります。詳しくは建築住宅課にお問い合わせください。</p> <p>2. 市営住宅駐車場を使用していた方 駐車場を返還する手続き</p>	<p>速やかに</p> <p>手続き可能な人 親族又は同居者</p>
必要なもの	問い合わせ先
<p>(1) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいる場合</p> <p><input type="checkbox"/> マイナンバーカード（同居者全員分）</p> <p><input type="checkbox"/> 入居名義人と引継ぎを行う方の関係がわかる書類（戸籍謄本など）</p> <p>(2) 入居名義人が亡くなられ、同居されている方がいない場合</p> <p><input type="checkbox"/> 預貯金通帳（相続人のもの）</p> <p>詳しくはお問い合わせください。</p>	<p>建築住宅課 住宅政策係 ☎ 0577-35-3176 支所：基盤産業課</p>

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

10. その他の手続き

防災ラジオを利用していた

手続き 機器の返却

手続き詳細	期 限
高山市から、無償で防災ラジオを借受けていた場合は、市役所本庁又は各支所まで返却してください。 ※電気店等で防災ラジオの有償利用契約をされていた場合は、契約した電気店等にて手続きをしてください。 ※契約状況が不明な場合は、危機管理課までお問い合わせください。	速やかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 防災ラジオ、電源コード	危機管理課 ☎ 0577-35-3345 支所：地域振興課

奨学金返済支援事業補助金を受けていた

手続き 変更申請

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が高山市奨学金返済支援事業補助金を受けていた場合、変更の手続きをしてください。	速やかに 手続き可能な人 親族など
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 変更承認申請書	雇用・産業創出課 雇用・産業創出係 ☎ 0577-35-3182 支所：基盤産業課 ※高根支所は地域振興課

国・県・市指定文化財を所有していた

手続き 相続による指定文化財の所有者変更

手続き詳細	期 限
亡くなられた方が国・県・市指定又は国登録の文化財を所有されていた場合、相続された方への所有者変更の手続きをしてください。 文化財課までご相談ください。	国指定・登録文化財は取得後 20 日以内、県・市指定文化財は取得後速やかに 手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 届出書 <input type="checkbox"/> 指定書又は登録証 <input type="checkbox"/> 相続を証明する書類	文化財課 文化財係 ☎ 0577-35-3156 支所：地域振興課

農地を所有していた

手続き 相続の届出の提出

手続き詳細	期 限
農地を相続された方は届出をしてください。 ※相続登記完了後の手続きになります	相続手続き後、概ね 10 か月以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
	農務課 農委・農地係 ☎ 0577-35-3141 支所：基盤産業課

農業者年金を受給していた

手続き 死亡届・未支給金請求の手続き

手続き詳細	期 限
JA ひだの各支店で農業者年金死亡関係の手続きをしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 戸籍謄本、住民票、農業者年金証書など	JA ひだの各支店

森林の土地を所有していた

手続き 森林の土地の所有者届出書

手続き詳細	期 限
森林の土地を相続された方は届出をしてください。	所有者となった日から 90 日以内
	手続き可能な人
	所有者となられた方
必要なもの	問い合わせ先
<input type="checkbox"/> 土地の位置を示す図面（公図又はインターネットで提供される地図に当該土地の位置を記入したものなど） <input type="checkbox"/> 相続を証明する書類（登記事項証明書など）	森林政策課 森林整備係 ☎ 0577-35-3541 支所：基盤産業課

亡くなられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却など、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出してください。
身分証明書(社員証など)の返却		健康保険資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険などへの加入		被扶養者だった場合は、死亡と同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入してください。
最終給与、退職金などの請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2年以内	協会けんぽ及び、勤務先が加盟している保険組合などで、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5年以内	<p>【必要なもの】 故人の年金番号がわかるもの、戸籍謄本(添付の省略可能な場合あり)、死亡診断書のコピー、振込先預貯金通帳、請求者のマイナンバーがわかるもの ※上記以外のもが必要となる場合があります。 年金事務所へお問い合わせください。</p> <p>【手続き先】 高山年金事務所 ☎ 0577-32-6111</p>

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	不動産登記	法定相続情報一覧図、 土地・建物相続登記	岐阜地方法務局高山支局 ☎ 0577-32-0915
<input type="checkbox"/>	相続登記関係	①法定相続情報証明制度 登記官が認証した法定相続情報一覧図の 写しを無料で何通でも所得でき、相続手続 きをスムーズにする制度 ②自筆証書遺言書保管制度 自筆証書遺言書を法務局で保管し、遺言 保管申請者が亡くなられた後、相続人等が 「遺言書保管情報証明書」の交付を請求 し、遺言内容を確認できる制度	岐阜地方法務局高山支局 ☎ 0577-32-0915 法定相続情報証明制度  自筆証書遺言書保管制度 
<input type="checkbox"/>	遺言書	遺言書の検認・開封	岐阜家庭裁判所高山支部 ☎ 0577-32-1140
<input type="checkbox"/>	相続放棄	相続の放棄等	
<input type="checkbox"/>	国税	相続税の手続き 所得税・消費税申告など	高山税務署 ☎ 0577-32-1020
<input type="checkbox"/>	厚生年金	年金に関する手続き	高山年金事務所 ☎ 0577-32-6111
<input type="checkbox"/>	共済年金	年金に関する手続き	各共済組合
<input type="checkbox"/>	運転免許証	返納手続き	高山警察署 ☎ 0577-32-0110 飛騨運転者講習センター ☎ 0577-33-3430
<input type="checkbox"/>	普通自動車	税金に関する手続き	飛騨県税事務所 ☎ 0577-33-1111
<input type="checkbox"/>		廃車、名義変更	飛騨自動車検査登録事務所 ☎ 050-5540-2054

<input checked="" type="checkbox"/>	該当事項	主な手続き	問い合わせ先
<input type="checkbox"/>	軽自動車	廃車、名義変更	軽自動車検査協会 岐阜事務所 ☎ 050-3816-1775
<input type="checkbox"/>	二輪 (125cc 超)		飛騨自動車検査 登録事務所 ☎ 050-5540-2054
<input type="checkbox"/>	預貯金口座など	口座凍結解除の手続き	各金融機関
<input type="checkbox"/>	生命保険など	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求など	加入していた生命保険会社 又は代理店
<input type="checkbox"/>	損害保険など	名義変更、解約など	加入していた損害保険会社 又は代理店
<input type="checkbox"/>	国債 (特別弔慰金等)	記名変更	支払を受けている郵便局
<input type="checkbox"/>	クレジットカード	解約	各契約会社
<input type="checkbox"/>	固定電話、携帯電話	契約継承、解約	
<input type="checkbox"/>	インターネット	名義変更、解約	
<input type="checkbox"/>	電気・ガス		
<input type="checkbox"/>	ケーブルテレビ		
<input type="checkbox"/>	NHK 受信料		NHK 岐阜放送局 ☎ 058-264-4612
<input type="checkbox"/>	防災ラジオ	解約	各電気店

※手続きに必要な書類の中には、市役所で取得できるもの (戸籍・住民票・税関係証明書) が必要となる場合があります。各契約会社などにお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

<input checked="" type="checkbox"/>	項目	期 日	備 考
<input type="checkbox"/>	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」とお申し出ください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索又は法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
<input type="checkbox"/>	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態では家庭裁判所の検認が必要です。
<input type="checkbox"/>	相続財産の調査		被相続人の預貯金通帳及び郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
<input type="checkbox"/>	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所などへ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要です。
<input type="checkbox"/>	相続放棄・限定承認	3か月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要です。申述書の作成など必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

各種手続き

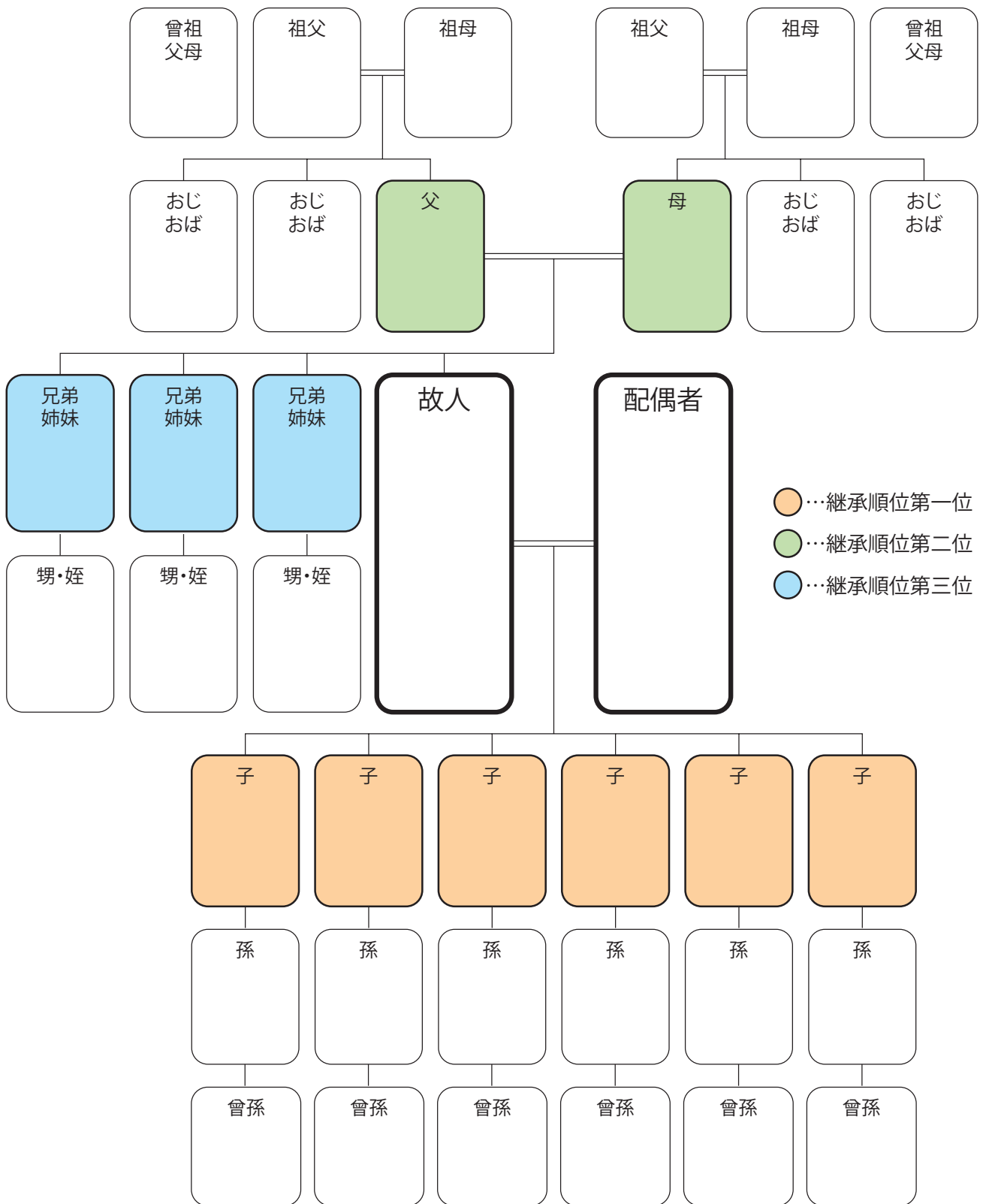
市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局が証明する制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻しなど、様々な相続手続きに利用できるため、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局のHP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備考
預貯金	金融機関名	支店名	金額	備考
その他の資産	名称	内容	保管場所など	備考
借入金・ローン	借入先	金額	返済方法	備考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備考
公的年金	基礎年金番号	種類	受給金額	備考
個人年金・企業年金	名称	番号・記号など	受給金額	備考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

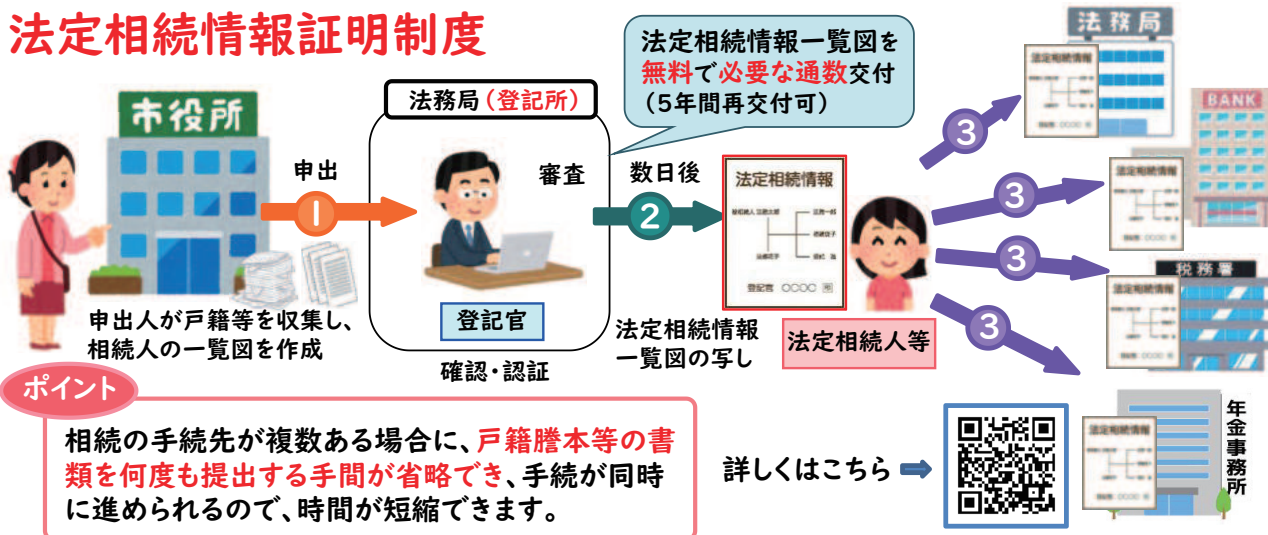
委任状

広告掲載事業者

相続のお手続は、まず法務局へ

法定相続情報一覧図を無料で交付します!

法定相続情報証明制度



不動産の相続登記が義務化されました!

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、相続登記が義務化されました。相続(遺贈を含む)によって不動産を取得した相続人は、相続したことを知った日から**3年以内**に**相続登記**をする必要があります(過去の相続も義務化の対象)。
 - ・正当な理由なく義務に違反した場合、10万円以下の過料が科される可能性があります。
 - ・不動産の価額が100万円以下の土地は、令和9年3月31日までの間は登録免許税が課されません。
- 詳しくはこちら →

住所・氏名の変更登記が義務化されます!

- ・「所有者不明土地」の解消に向けて、令和8年4月1日から不動産の所有者の住所や氏名名称の変更登記が義務化されます。
- ・個人も、法人も、住所や氏名・名称の変更の日から2年以内に登記をする必要があります。
- ・制度が開始される令和8年4月1日より前の変更も義務化の対象です。
- ・正当な理由なく義務に違反した場合、5万円以下の過料が科される可能性があります。

「スマート変更登記」でらくらく安心!
かんたん・無料の手続をしていただければ、その後は法務局が職権で住所や氏名・名称の変更登記を行います。

詳しくはこちら →

あなたの大切な遺言書を法務局が保管します!

自筆証書遺言書保管制度

遺言書ほかんガル

自筆証書遺言書は、手軽で自由度が高いというメリットがある反面、作成された遺言書が、遺言者の死亡後、相続人に発見されなかったり、改ざんされたりするというデメリットが指摘されていました。そこで、自筆証書遺言書を法務局で保管する制度が開始されました。

ポイント 法務局に保管すると・・・

- ・ 遺言書の紛失や改ざんなどのおそれがありません。
- ・ 遺言書の外形的な確認を法務局が行います（申請手数料は3,900円）。（遺言の内容についての相談・審査はお受けできません。）
- ・ 法務局に保管をすると、家庭裁判所での検認手続きが不要です。
- ・ 遺言者が亡くなられた後、遺言者があらかじめ指定した方に対して、法務局から通知をすることができます。

詳しくはこちら →



相続した不要な土地を国が引き取る制度が始まりました!

相続土地国庫帰属制度

① 承認申請



※ 審査手数料の納付も必要



② 要件審査・承認



③ 申請者が10年分の土地管理費相当額の負担金を納付



④ 国庫帰属

重要! 【土地の要件】

- ① 建物が建っていない土地、② 担保権や使用収益権が設定されていない土地、③ 他人の利用が予定されていない土地、④ 土壌汚染のない土地、⑤ 境界が明らかで、所有権の存否や範囲について争いがない土地など

【問合せ先】 ☎ 058-245-3181 岐阜地方法務局（本局）

詳しくはこちら →



お問合せは、お近くの法務局へ

岐阜地方法務局

※ 具体的な手続案内については予約制です。

(制度により、管轄・担当が異なります)

本局	☎ 058-245-3181
八幡支局	☎ 0575-67-1411
大垣支局	☎ 0584-78-3347
美濃加茂支局	☎ 0574-25-2400
多治見支局	☎ 0572-22-1002
中津川支局	☎ 0573-66-1554
高山支局	☎ 0577-32-0915

【相続登記について】

法務局では登記手続の案内を行っていますが、相続登記の申請は取り寄せる書類や作成する書類が多く、時間が掛かる手続です。ご自身での手続が難しい場合は、司法書士への相談・依頼をご検討ください。

岐阜県司法書士会
総合相談センター（無料） →



証明書・戸籍謄本等を取得する方へ

各種手続きには、市役所で取得できる証明書（戸籍謄本や住民票など）が必要となる場合があります。

あらかじめ、どのような戸籍が必要か提出先に確認いただき、市役所窓口にお伝えいただくと手続きがスムーズです。

- (例)・亡くなられた方の出生から死亡までの一連の戸籍証明書
 ・亡くなられた方の婚姻から死亡までの一連の戸籍証明書
 ・亡くなられた方の死亡の記載のある戸籍証明書
 ・亡くなられた方と相続人（申請者）との関係がわかる戸籍証明書

◆戸籍謄本・抄本などの取得

取得できる戸籍証明書	
本籍地が高山市の場合	本籍地が高山市以外の場合
<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ○戸籍個人事項証明書（戸籍抄本） ○戸籍の附票 ○改製原、除籍謄本 	<ul style="list-style-type: none"> ○戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ○改製原、除籍謄本

必要なもの	
本籍地が高山市の場合	本籍地が高山市以外の場合
請求する方の本人確認書類 （マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど顔写真付きの証明書が望ましい）	請求する方の顔写真付きの本人確認書類（マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなど）

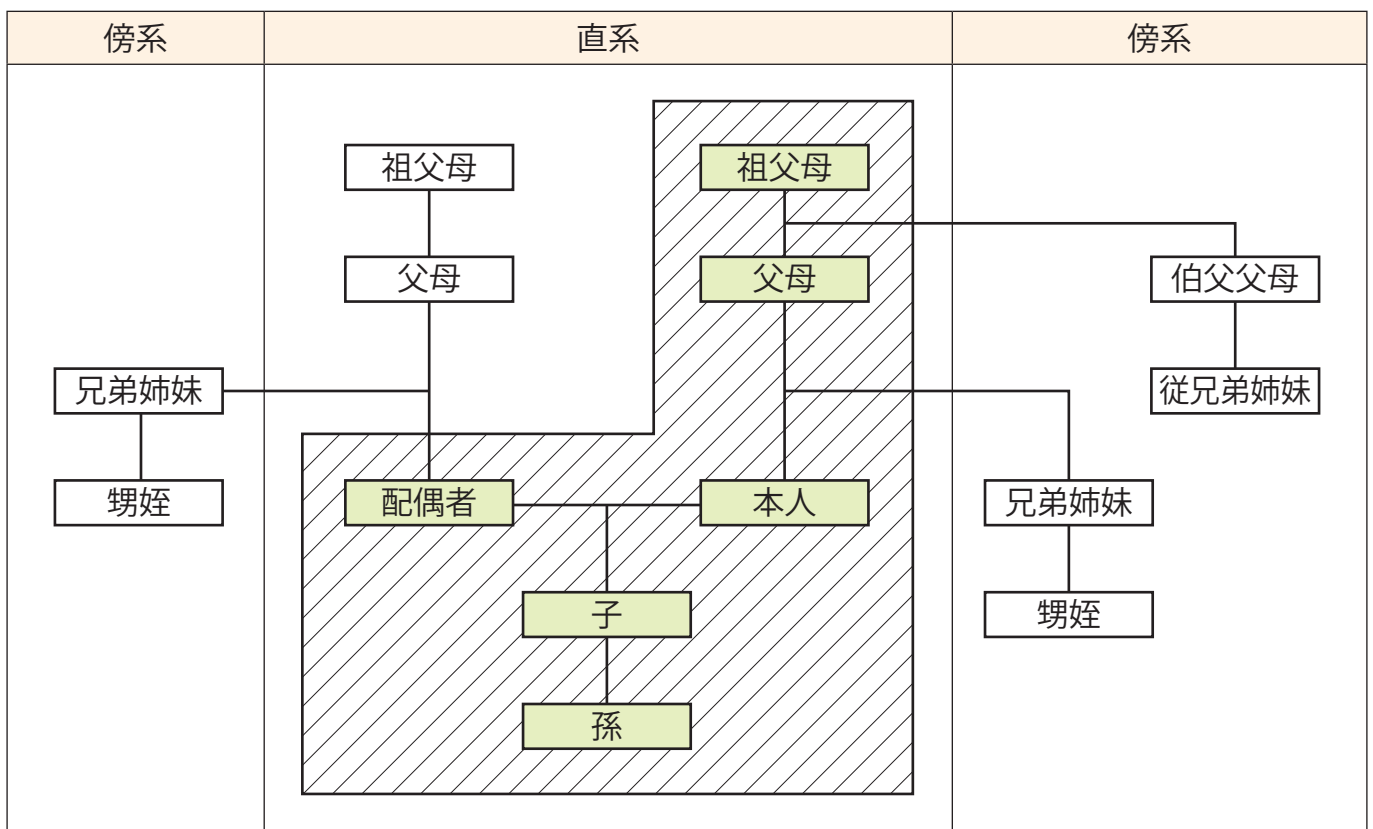
請求できる方 ※次ページ「委任状なしで戸籍を請求できる範囲」参照	
本籍地が高山市の場合	本籍地が高山市以外の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の配偶者 ・直系尊属（父母・祖父母） ・直系卑属（子・孫） ※上記以外の方が請求する場合は、上記の方の委任状が必要です。	<ul style="list-style-type: none"> ・亡くなられた方の配偶者 ・直系尊属（父母・祖父母） ・直系卑属（子・孫） ※上記以外の方が請求する場合は、高山市では取得できません。

注意事項	
本籍地が高山市の場合	本籍地が高山市以外の場合
<ul style="list-style-type: none"> ・死亡届を高山市へ提出した場合は、死亡届を受理した日から最短で5日目以降（土日祝日を除く）から取得できます。 ・死亡届を市外で提出した場合は、概ね2週間程度で取得できます。 ただし、届出地の手続き状況により、取得できる日が遅れる場合があります。	<ul style="list-style-type: none"> ・発行に時間がかかりますのでご了承ください。 ・戸籍の管理状況などにより、即日で取得ができない場合や高山市で取得できない場合があります。 ・個人事項証明書（戸籍抄本）や戸籍の附票が必要な場合や、直系親族以外の方が請求するなど委任状が必要な場合は、本籍地の市区町村に直接郵便などで請求してください。

◆住民票の取得

必要なもの
<ul style="list-style-type: none"> ・ 請求する方の本人確認書類 (マイナンバーカード、運転免許証、パスポートなどの顔写真付きの証明書が望ましい) ・ 請求する方が相続人などであることがわかる書類 (高山市の戸籍で関係がわかる場合は不要)
注意事項
<ul style="list-style-type: none"> ・ 亡くなられた方の住民票 (除票) を請求いただけるのは、利用目的がある場合に限られます。請求者と亡くなられた方との関係がわかる戸籍など (高山市にある戸籍や住民票で関係がわかる場合は不要) と、利用目的や提出先がわかる資料をお持ちください。 ・ 亡くなられた方の住民票 (除票) には、個人番号 (マイナンバー) を記載することはできません。

※委任状なしで戸籍を請求できる範囲



枠内の方は、委任状なしで戸籍を請求できる方となります。
 その他の方が請求する場合は、原則委任状が必要です。
 (本籍地が高山市以外の場合は、委任状があっても請求できません。)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

- [委任事項] 証明書の交付
 国民健康保険・後期高齢者医療制度の申請・届出
 国民年金の申請・届出
 その他(_____)

令和 _____ 年 _____ 月 _____ 日

委任者

住所 _____
(方書・部屋番) _____

氏名 _____

生年月日 _____ 年 _____ 月 _____ 日生

電話番号 _____ - _____ - _____

(あて先)高山市長

- ※日付を必ず記載してください。
 ※委任者本人がすべて自署してください。

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

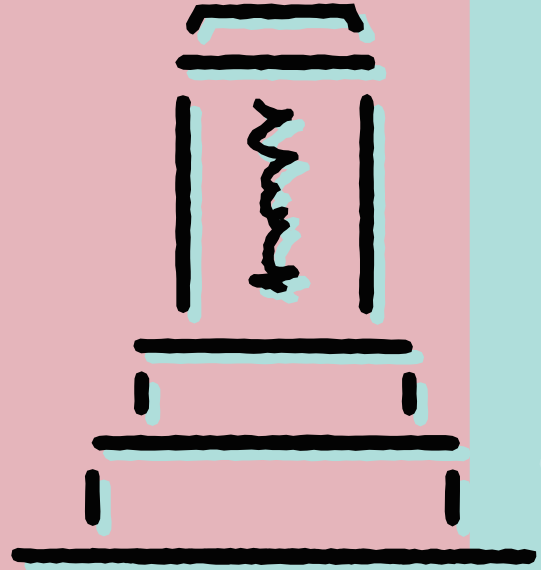
MEMO

A series of horizontal dotted lines for writing.

石材 | 砂原 有限会社

相談
無料

よくわからない お墓・ご納骨 について



砂原石材にご相談ください

- | | | |
|---|--|---|
| <p>1</p> <p>お墓の新設
(墓地、予算等)
を相談したい</p> | <p>2</p> <p>お墓のお引越し
(その他墓じまい等)
を相談したい</p> | <p>3</p> <p>お墓の修理修繕に関するご相談
または、将来のための
相談をしたい</p> |
| <p>4</p> <p>お墓の清掃、クリーニング
防草など管理代行、
お墓参り代行の相談をしたい</p> | <p>5</p> <p>ご納骨の仕方が
わからない・出来ない</p> | <p>6</p> <p>実際、我が家の今後のお墓に
ついて漠然としているので
相談したい</p> |



石材 | 砂原 有限会社

どんな小さなことでも、
お気軽にご相談ください

 **0120-752-522**

終活カウンセラー、
墓地管理士、
お墓ディレクター在籍

石材 | 砂原 有限会社



instagram



HP

こちらに携帯をかざして2次元コードを
読み取ってください

高山店

〒506-0044 岐阜県高山市上切町75-1

TEL:0577-36-6158 FAX:0577-36-6157

MAIL:info@suna-seki.com



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

創業1960年

豊富な実績・地域密着

相続税申告
生前対策
二次相続

相続税の
申告が必要
なのか
わからない

相続
の手続きが
わからない

生前に
相続のことで
相談したい

山下英一税理士事務所

どんなことでも、お気軽にご相談ください

☎ 0577-32-2680

営業時間 / 8:00 ~ 17:00 定休日 / 土・日・祝

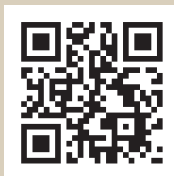
〒506-0843 岐阜県高山市下一之町 27 番地

URL / <https://souzoku-yamashita.com>

MAIL / info@zeirishi-21.com

名古屋税理士会所属

税理士	山下	英一
税理士	山下	公平
税理士	川上	智史
税理士	山下	慶子



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

ご相続された不動産のこと

お気軽にご相談ください

不動産を相続した

売りたい

貸したい

住みたい

何をしたら
良いかわからない

山下不動産にお任せください

相続した不動産がいくらで売れるか、いくらで貸せるか、無料で査定いたします。広告やフリーペーパー、HPへ掲載します。当社買取もいたします。

山下不動産にお任せください

相続した不動産に住まれる際の、建替えやリフォームもお任せください。注文・分譲住宅事業を30年以上続けているという実績があります。

山下不動産にお任せください

司法書士や税理士と連携し、お客様に寄り添った最善のご提案をいたします。



あなたと住まいのまんなかです

山下不動産

地元で40年以上培ったノウハウでお手伝いいたします
まずはお気軽に、電話やメールでご連絡ください

〒506-0054 高山市岡本町2-84-3

TEL / 0577-32-3033

株式会社山下不動産
F A X / 0577-32-6967
営業時間 / 月-金:9:00-18:00/土:9:00-15:00
定休日 / 日曜・祝日
ホームページ / <https://www.e-yamashita.jp/>
メール / yamashitaes@dance.ocn.ne.jp
岐阜県知事(8)第3381号 昭和58年10月創業
岐阜県知事(般-2)第850372号



チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

相続・遺産・遺言
 何をしたら良いの？
 ご遺族様のご負担を軽減します

相談 無料

相続と遺言の 安心相談

面倒な手続きはお任せを！お気軽にお問い合わせ下さい

不動産を相続したいけど
 どうしたらいいんだろう

預貯金の事は
 どうしたらいいのかしら



相続登記の申請が義務化されました

※詳しくはお問い合わせください。

河合亮一司法書士事務所

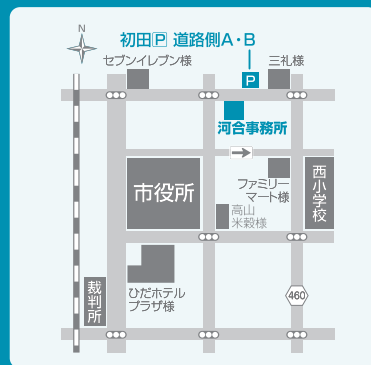
所属：岐阜県司法書士会 代表：河合亮一

〒506-0008 岐阜県高山市初田町2丁目66番地

TEL : 0577-35-5117

※9:00~18:00 (土・日・祝日を除く)
 ※ご予約による場合は営業時間外でも対応いたします
 ※電話相談・訪問相談にも対応させていただきます

河合司法書士 検索！



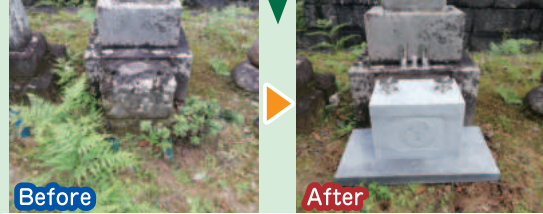
お墓に関するご心配 おまかせください!

お墓のクリーニング



お墓の汚れはもちろん、苔やカビ、水垢などの付着物、敷地内の雑草等を取り除きお墓をキレイにします。

お墓の改修・修繕



雪や凍結、木の根などの影響によるお墓のズレ、傾き、破損など。また石材の風化・劣化などによるお墓の痛みを修繕し、キレイに仕上げます。

お墓の新設・移転



新しくお墓を建てたい、現在のお墓を移転したい。敷地の整地からお墓の建立まで、全ておまかせください。

お墓じまい



様々なご事情により、お墓じまいを検討されている方にお寺様との打ち合わせや手続きのサポート、お墓の解体・撤去、処分など適切に行います。

R3年お墓改修工事済 T様からの声

傾斜にある作業がしにくい場所でしたが、事前に打ち合わせした通りの内容で何事もなく非常に安心して工事の経過を見ることが出来ました。先祖からのお墓に骨を入れる場所が狭くて困っていましたが、新しい納骨所を作って頂き今までの骨も整理できて安心出来ました。又気がつかない所もアドバイスして頂き、仕上がりが満足いく結果になりました。ありがとうございました。

あなたの「お墓」のお悩み一緒に解決いたします
ご先祖様が喜ぶお墓選びをご一緒に。
現地で確認、ご提案いたします。

地元の高山の石材店で20年以上働いた経験を活かし、2021年3月に開業しました。皆様の思いに寄り添い、親切丁寧に対応いたします。地域の方々に愛される石屋さんを目指して頑張りますので、よろしくお願い致します。

下垣内 雅彦



地元高山で経験を積んだ安心の石屋さん

高山墓石店

◆墓石販売・設置 ◆墓全般の修理 ◆墓の掃除・高圧洗浄

お問い合わせはお電話で! 受付時間 8:00~21:00

携帯:090-7677-4883

オンライン相談

オンラインで現地の様子を見ながら相談対応が可能です。2次元コードからアクセスし、LINEに高山墓石店を友だちに加えてください。TV電話での会話が可能になります。



住 所:高山市滝町1362番地
E-mail:takayama.boseki@gmail.com
U R L:www.takayamaboseki.com

相続についての 税金のご相談は

私たち専門家にお任せください

相続税の申告の仕方がわからない

税務署から相続税のお知らせが届いた

相続をスムーズに行いたい

相続税の調査が心配



突然訪れる様々なお悩みにも
お客様の立場になって、全力でご対応いたします

相続税の
豊富な実績

専門的な
知識と経験

他士業
との
スムーズな
連携

初回相談
無料

＼ お気軽にお問い合わせください。 ／

奈木良平税理士事務所

名古屋税理士会 高山支部所属 代表税理士 奈木 良平

TEL: 0577-34-2620

営業時間：8:30～17:00 定休日：土日祝祭日 担当者：山脇（やまわき）

岐阜県高山市西町135番地 FAX：0577-34-2623 E-mail：nagikaikei@tkcnf.or.jp

ホームページは
こちらから



ここを相続することになったんだ

これからあなたがやるべきこと…
まずは私たちに相談から始めましょう

KENEI

66th
since 1960

おかげさまで 66 周年
株式会社 健栄

宅地建物取引業免許 岐阜県知事免許 (17) 第 183 号
賃貸住宅管理業者登録番号国土交通大臣 (2) 第 5702 号

TEL:0577-32-3686

〒506-0847 岐阜県高山市片原町21番地

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

大地に還る供養と
偲びのかたち

下呂温泉の豊かな自然の中で 心あたたまる森林散骨を。

宗教・宗派・形式にとられない、四季を感じるご供養をご提案します。



プラン料金以外の
費用はかかりません

森林散骨プラン
16.5万円(税込み)

合祀プラン
22万円(税込み)

パウダー化プラン
5.5万円(税込み)

随時ご見学いただけます。ペットの御供養も。



浄土の里 ^{きりん} 麒麟

〒509-2314 岐阜県下呂市宮地2091-60

資料請求もお気軽にお問合せください。

TEL.

0120-038-188

<https://joudonosato-kirin.jp/>

運営会社：株式会社マテリアル東海



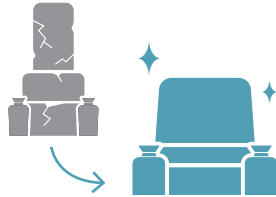
お墓の困りごとはプロにおまかせ!

お墓ディレクターがお墓に関する様々なご相談を承ります



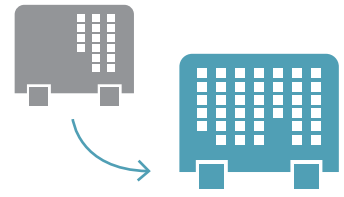
新しくお墓を建てたい

お墓のタイプ(和・洋)や石の種類など、お客様の想いに寄り添ってご提案致します。CADを使った精密な完成予想図も無料進呈。



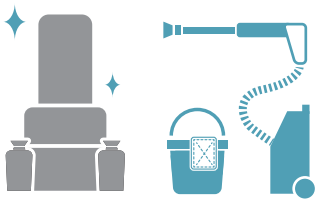
お墓をリフォームしたい

劣化した墓石の建て替えやロウソク立て・花立ての取り替えはもちろん、地震や積雪による墓石のズレや雑草の防止処理も承ります。



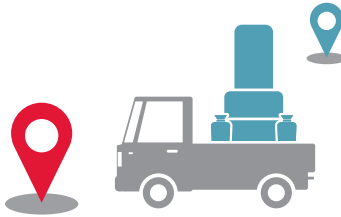
追加で法名を彫りたい

今あるお墓や墓誌に、あとから亡くなられた方の法名を追加でお彫り致します。長年の風雪で欠けた文字の補修も承ります。



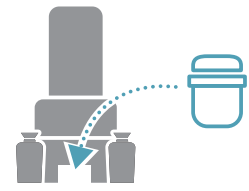
お墓をキレイにしたい

墓石に付いた苔や水垢落としからゴミや落ち葉の掃除まで、なかなかお墓参りに行けない方に代わって当社がクリーニング致します。



お墓を移転したい

今あるお墓をそのまま移転することはもちろん、複数のお墓を一つにまとめる寄せ墓や移転に伴う新築・リフォームもおまかせください。



納骨をしたい

遺骨をお墓に納骨される場合、多くは墓石を動かす必要があります。重い墓石の取り扱いにはプロにおまかせ下さい。



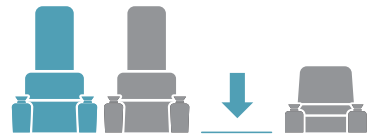
墓じまいをしたい

墓じまいは多方面に配慮が必要な繊細な問題です。当社では長年のノウハウによってスムーズに墓じまいが進むようお手伝い致します。



永代供養に変更したい

寺院や霊園にご遺骨の供養・管理を任せる永代供養。当社ではご要望に合わせて永代供養をする寺院や霊園をご紹介します。



墓地・霊園を探したい

故人様に安らかに眠って頂けるように、また気持ち良くお墓参りができるように、地域内の良い環境にある墓地・霊園をご紹介します。



遠方やご高齢でお墓に行けない方

お墓の掃除・管理代行します

供花などお墓参り代行も承ります。
お墓の状態などお写真(LINE可)にてご報告いたします。



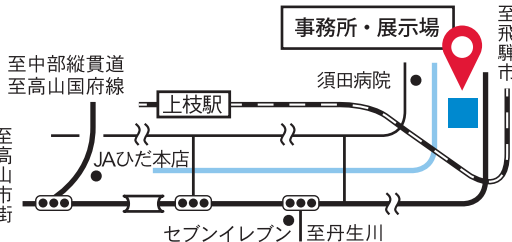
石のことなら 墓石・石積み 建築石材・石工事各種

株式会社 奥田石材
OKUDA

ご相談・お見積り無料! お気軽にご相談ください。

☎0577-33-9601

本社 / 高山市新宮町2498-1



☎0577-32-1483

事務所・展示場 / 高山市国府町上広瀬137-1

Instagramにて石の種類など随時公開中!



http://okuseki.com

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

戸籍謄本等の取得

委任状

広告掲載事業者

発 行 高山市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発 行 年 2026年6月